

陸上自衛隊幹部候補生学校組織規則

陸上自衛隊訓令第27号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規程に基き、陸上自衛隊幹部候補生学校組織規則を次のように定める。

昭和34年7月1日

防衛庁長官 赤城 宗徳

陸上自衛隊幹部候補生学校組織規則

改正 昭和36年2月20日庁訓第7号 昭和42年12月1日隊訓第4号
昭和52年4月18日隊訓第10号 昭和53年1月13日庁訓第1号
昭和63年4月8日隊訓第12号 平成2年10月1日庁訓第38号
平成19年1月5日庁訓第1号

(校長)

第1条 陸上自衛隊幹部候補生学校（以下「学校」という。）の校長は、陸将補をもって充てる。

(副校長)

第2条 学校に、副校長1人を置く。

(内部組織)

第3条 学校に、次の1室、2部及び1学生隊を置く。

企画室
総務部
教育部
学生隊

(企画室)

第4条 企画室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関する事。
- (2) 組織、定員及び定数に関する事。
- (3) 業務の能率的運営及び業務改善に関する事。

(総務部の分課)

第5条 総務部に、次の5課を置く。

総務課
管理課
会計課
衛生課
教材課

(総務課)

第6条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書の受領、送達、編集及び保管に関する事。
- (3) 人事に関する事。
- (4) 記録及び統計に関する事(教育部及び学生隊の所掌に属するものを除く。)
- (5) 出版物及び厚生用品に関する事。
- (6) 秘密の保全に関する事。
- (7) 警備及び消防に関する事。
- (8) 調査に関する事。
- (9) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関する事。
- (10) 福利厚生に関する事。
- (11) 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)の規定による若年定年退職者給付金に関する事。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、他の室、部、課及び学生隊の所掌に属しない事項に関する事。

(管理課)

第7条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品(総務課及び衛生課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (2) 給養に関する事。
- (3) 施設の維持及び管理に関する事。
- (4) 役務の調達計画及び管理に関する事。
- (5) 車両及び通信の運用に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他の室、部、課及び学生隊の所掌に属しない管理業務に関する事。

(会計課)

第8条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の予算及び決算に関する事。
- (2) 支払及び収入の会計事務に関する事。
- (3) 物品及び役務の調達、その他の契約に関する事。
- (4) 旅費及び金銭給与に関する事。
- (5) 債権管理に関する事。

(衛生課)

第9条 衛生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 健康管理及び防疫に関する事。
- (2) 診療に関する事。
- (3) 衛生器材に関する事。
- (4) 医務室の管理及び運営に関する事。

(教材課)

第10条 教材課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の教育訓練に必要な資料及び資材に関する事。

(2) 印刷に関すること。

(教育部)

第11条 教育部においては、学生の教育訓練に関すること（学生隊の所掌に属するものを除く。）を行う。

(教育部の分課)

第12条 教育部に、教務課を置く。

(教務課)

第13条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 学生の教育訓練の計画に関すること。

(2) 学生の教育訓練に必要な記録及び統計に関すること。

(学生隊)

第14条 学生隊においては、学生の訓育及び実技の訓練を行う。

(室長、部長、課長及び隊の長)

第15条 室に室長、部に部長、課に課長、学生隊に学生隊長を置く。

2 室長は、校長の命を受け、室務を掌理する。

3 部長は、校長の命を受け、部務を掌理する。

4 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

5 学生隊長は、校長の命を受け、隊務を掌理する。

(主任教官)

第15条の2 教育部に、主任教官1人を置く。

2 主任教官は、教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事するとともに、学生の教育訓練に関して学校教官の指導を行う。

(学校教官)

第16条 教育部に、学校教官を置く。

2 学校教官は、教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事する。

(委任規定)

第17条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和34年8月13日から施行する。

2 陸上自衛隊幹部候補生学校組織規則（昭和33年陸上自衛隊訓令第10号）は、廃止する。

附 則（昭和36年2月20日防衛庁訓令第7号）

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則（昭和42年12月1日陸上自衛隊訓令第4号）抄

1 この訓令は、昭和42年12月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月18日陸上自衛隊訓令第10号）

この訓令は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日陸上自衛隊訓令第12号）

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成2年10月1日防衛庁訓令第38号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年3月25日防衛省訓令第12号）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。